

串間市インフルエンサー活用情報発信業務に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和8年7月

串 間 市

募 集 要 項

1 業務名称

串間市インフルエンサー活用情報発信業務

2 業務の目的

串間市では、新たな観光施設の整備や、これに伴う情報発信により、観光入込客数が増加している。また、高速道路整備による当市へのアクセス改善が進み、近距離（宮崎県・鹿児島県）だけでなく都市部からも誘客を増やすチャンスが到来している。

この業務は、都市部に向けて観光・特産品情報を発信し、本市への誘客及び市内観光地の回遊性を増進させることを目的とする。

3 業務の期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

別紙1「串間市インフルエンサー活用情報発信業務委託仕様書」に示す項目について実施する。その他、業務の目的達成に有益な独自の項目を追加することも可能とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、法人格を有する者で、以下のA又はBの条件に該当する者とする。また、前述の条件を満たす複数の法人による共同企業体での提案も可とするが、その場合には代表となる法人を定めること。

A. 串間市へ広告業務の入札指名願いを提出している者

B. 以下に掲げるすべての要件を満たす者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- ③ 国税、県税及び市税等を滞納していないこと。
- ④ 過去に国や地方自治体等において、本業務と同等又は類似した業務受託実績があり、本業務に関する知識と能力を有していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持つ者でないこと。
- ⑥ 団体の主な活動目的が、宗教活動や政治活動、選挙活動でないこと。
- ⑦ この募集要項の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国や地方自治体等から指名停止の措置を受けていないこと。

6 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年7月24日	公募開始
令和8年7月24日～7月31日	質疑受付期間
令和8年8月3日～8月5日	質疑回答
令和8年8月7日	参加申込書類の提出期限
令和8年8月17日～8月21日	第2回選定委員会（書面） 参加表明書審査
令和8年8月25日	企画提案書類の提出期限
令和8年8月27日 または 8月28日（予定）	第3回選定委員会（プレゼンテーション 及び審査）
令和8年9月8日以降	受注者決定
令和8年9月中旬まで	委託契約

7 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- 1) 質問方法：質問書（様式1）を記入した上で、下記メールアドレス宛に送信するものとする。
- 2) メールアドレス：kanko@city.kushima.lg.jp
- 3) メールの件名：串間市インフルエンサー活用情報発信業務質問書（事業者名）
- 4) 質問受付期間：令和8年7月24日（金）から7月31日（金）17時15分まで

② 質問の回答

質問事項への回答は、令和8年8月5日（水）までに電子メールで回答する。

なお、質問の内容及びその回答内容については、市ホームページに掲載する。

（2）審査に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下の書類を末尾記載の事務局まで提出すること。

① 参加申込書類（提出期限 令和8年8月7日（金）まで）

● 「5 参加資格」のAに該当する者

- ・参加表明書（様式2）
- ・業務実績書（様式4）

● 「５ 参加資格」のBに該当する者

- ・参加表明書（様式２）
- ・業務実績書（様式４）
- ・会社概要（様式任意、パンフレット等でも可）
- ・誓約書（様式３）
- ・納税証明書等

国税（税務署が発行する納税証明書（その３の３法人税と消費税及び地方消費税））、
県税及び市税（市内事業者及び市内に支店等がある事業者である場合）の滞納がない
ことを証明する書類 ※提出日の直近３ヶ月以内のもの。※写し可。

- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（別紙２）

② 企画提案書類（提出期限 令和８年８月25日（火）まで）

1) 企画提案書（Ａ４判：様式任意）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- ・提案するインフルエンサーのフォロワー数、主なフォロワー層（年齢層・地域等）及び想定される再生回数等を記載すること。
- ・動画及び投稿をより多くのターゲット層へ届けるための手法を記載すること。
- ・取り上げる本市が独自に持つ魅力について、起用するインフルエンサーの特性を踏まえ、その理由及び親和性が分かるよう作成すること。

2) 業務行程表（Ａ４判：様式任意）

3) 見積書（内訳書添付）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

※ 提出部数 正本１部、副本７部（副本は複写でも可）

4) 提案金額の上限

- ・提案金額は４，６６１，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

（３） 本プロポーザルの全般に係る留意事項

- ① 参加希望者１法人につき、提案は１件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 本プロポーザルに係る費用は、全て参加希望者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すために、公表することがある。
- ⑤ 提出された書類を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑥ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式５）を提出すること。
- ⑦ 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ・申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし申請書類に軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
 - ・参加資格を満たさない者から提出された場合

- ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ・上限額を超える金額を提案した場合
- ・この募集要項に定められた以外の手法により、選定委員又はその関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- ・その他、法令違反の行為があり審査結果に影響を与えられる恐れのある場合

(4) 受注者の決定

① 評価

- 1) 評価は企画提案書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。市が設置する選定委員会が評価基準表（別紙3）により審査を行い、優先交渉権者（及び次点者）を選定する。プレゼンテーションは対面式又はオンライン形式で実施するものとする。なお、オンライン形式での実施を希望する場合は、企画書提出時に事務局へ申し出ること。

※プレゼンテーションは、事前に提出された企画書の説明と、これを補完する内容に限ります。プレゼンテーション当日に、提出済みの企画書と異なる内容の追加提案や資料の提出等は認めません。

※プレゼンテーション20分、質疑10分の計30分を1者のプレゼン時間とします。

※プレゼンテーション当日のスケジュールについては、前日までに事務局より通知します。

- 2) 選定委員会の委員（委員長を含む、以下「委員」という。）1名あたり、100点満点による評価とする。ただし60点を基準点として、委員の過半数の評価が基準点に満たない場合は失格とする。

② 評価項目

別紙3「評価基準表」のとおり。

③ 優先交渉権及び交渉順位の決定

- 1) 選定委員会は、各委員の採点において最高得点とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。最高得点とした委員の数が同じ場合には、各委員の採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。各委員の採点の合計点が同じ場合においては、選定委員会の合議により優先交渉権者を決定するものとする。
- 2) 参加希望者が1事業者のみの場合は、委員の過半数の評価が基準点を満たしている場合に限り、当該事業者を優先交渉権者に決定する。
- 3) 審査結果は、選定後速やかに全参加事業者に対し「串間市インフルエンサー活用情報発信業務委託プロポーザル審査結果通知書（様式6）」により文書をもって通知する。なお、点数等の開示は行わないものとする。
- 4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

④ 受注者の決定

市は、③で決定された優先交渉権者と協議を行い、随意契約の手続きを行うものとする。なお、当該交渉が不調のときには、③により選定された次の順位者と随意契約の協議を行うものとする。

8 事務局（問合せ先）

〒888-8555 串間市大字西方5550番地

串間市役所商工観光スポーツランド推進課 担当：野上

電話：0987-55-1126 FAX:0987-72-6727

Email: kanko@city.kushima.lg.jp

串間市インフルエンサー活用情報発信業務委託仕様書

1. 業務名

串間市インフルエンサー活用情報発信業務

2. 業務の目的

串間市では、新たな観光施設の整備や、これに伴う情報発信により、観光入込客数が増加している。また、高速道路整備による当市へのアクセス改善が進み、近距離（宮崎県・鹿児島県）だけでなく都市部からも誘客を増やすチャンスが到来している一方で、海沿いの風景を楽しむ沿道利用者の減少が危惧されている。

この業務は、都市部に向けて日南海岸をはじめとする本市が独自に持つ魅力を発信し、本市の認知度向上を通じて誘客を増進させることを目的とする。

3. 委託の期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

4. 業務の内容

以下の業務について実施する。

(1) インフルエンサー活用情報発信

YouTube 及び Instagram をはじめとする SNS で活躍するインフルエンサーを起用し、日南海岸をはじめとする本市が独自に持つ魅力を発信する。

【魅力の例】

海沿いの風景を楽しむドライブ、ツーリング、サイクルツーリズム

都井岬の野生馬をはじめとする、多様な天然記念物

豊かな自然の恵みを活かした特産品・グルメ

国の認定を受けて実施している串間エコツーリズム

など

(2) 情報発信を実施する対象及び媒体について

本市観光へ興味を持つ可能性が高い、近距離（宮崎県・鹿児島県）及び都市部の消費者を対象として、YouTube 及び Instagram をはじめとする SNS を活用した情報発信を実施すること。

ただし、より高い事業効果が見込まれる場合は、事業目的の範囲内において企画提案を妨げないものとする。

(3) 撮影及び情報発信の時期について

PR するコンテンツや魅力に応じて、撮影および情報発信の最適な時期を設定することとする。

(4) 特産品の紹介

当市のふるさと納税返礼品に選定されている特産品などのさらなる認知度向上を図るため、グルメ情報と併せて発信する。

5. 業務完了報告

業務完了後速やかに、①実施内容報告書、②視聴結果及びその分析レポート、③発信した動画や画像のデータを提出すること。

なお、提出いただいたデータは記録用として使用する。

6. その他

(1) 本業務は国の地域未来交付金を活用するものであるため、実施に際しては別添資料を参考とすること。

(2) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次串間市と連絡調整を行う。

(4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合には、受託者は速やかに串間市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

以上

(様式1)

令和 年 月 日

串間市長 様

住 所

事業者名

質 問 書

串間市インフルエンサー活用情報発信業務に係る公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

質問事項	質問の趣旨（必要に応じて）

回答先 担当者名 :

T E L :

E-mail :

(様式2)

参 加 表 明 書

1. 業 務 名 串間市インフルエンサー活用情報発信業務
2. 履行期限 令和9年 3月31日

上記業務に係るプロポーザルに参加します。

令和 年 月 日

串間市長 様

(提出者) 住 所
事業者名
代表者名
電話番号
FAX 番 号
E - m a i l

(様式3)

誓 約 書

串間市インフルエンサー活用情報発信業務委託のプロポーザル参加にあたり
次の事項を誓約します。

- 1 串間市インフルエンサー活用情報発信業務に係る公募型プロポーザル募集
要項に掲げる応募資格要件を満たしています。
- 2 参加に際し、串間市インフルエンサー活用情報発信業務に係る公募型プロ
ポーザル募集要項の内容を承諾の上で参加します。

令和 年 月 日

串間市長 様

(申請者)

住 所

事業者名

代表者氏名

⑨

(様式4)

令和 年 月 日

業務実績書

住所
事業者名
代表者名
印

注 文 者	業 務 名	業務概要	契約金額	着 手 年 月 日
				完成（予定）年月日
			千円	年 月 日
				年 月 日
			千円	年 月 日
				年 月 日
			千円	年 月 日
				年 月 日
			千円	年 月 日
				年 月 日
			千円	年 月 日
				年 月 日
			千円	年 月 日
				年 月 日

※過去3年間において、同種又は類似業務の実績について記載すること。

(様式5)

令和 年 月 日

辞 退 届

串間市長 様

住所
事業者名
代表者名 印

串間市インフルエンサー活用情報発信業務に係る公募型プロポーザルへの参加を下記の理由により辞退します。

記

1. 理 由

(様式6)

(文書番号)
令和 年 月 日

事業者名
代表者名

串 間 市 長

串間市インフルエンサー活用情報発信業務委託
プロポーザル審査結果通知書

串間市インフルエンサー活用情報発信業務委託に係る公募型プロポーザルを実施し、各参加表明事業者の企画案などをもとに、串間市観光物産プロモーション事業業務委託選定委員会において厳正に審査した結果を下記のとおり通知します。

記

1. 業務名 串間市インフルエンサー活用情報発信業務
2. 優先交渉権者
3. 次点者

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

串間市長 武田 浩一 様

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、自己又は自社の役員等が串間市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者ではなく、将来においても暴力団関係者との下請契約を締結しないことを誓約します。
また、下記の役員等名簿に記載した者が暴力団関係者ではないことを、宮崎県警察本部に照会することを承諾します。

役員等名簿

No.	職名	氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

記載要領

- 本書類に記載された個人情報、串間市暴力団排除条例第6条第1号に規定する、市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないための必要な措置以外の目的には使用しないものとします。
- 「役員等」とは、役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者)及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上(代理人等含む。)の支配力を有する者をいい、その全てを記載してください。支店長等に委任をする場合は、支店長等についても記載してください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜別紙を追加し、別紙にも記名及び押印をしてください。

串間市インフルエンサー活用情報発信業務委託プロポーザル評価基準表

	分野	審査項目	評価の着眼点
1	業務実施体制	類似業務の経験数	過去の実績や活動状況から受託能力があり、知識、経験、ノウハウ及び成果等の反映が見込まれるか。
2	提案内容	情報発信のエリア及び媒体	近距離（宮崎県・鹿児島県）及び都市部からの誘客促進が期待でき、YouTube及びInstagram等のSNSの媒体特性を活かした提案となっているか。
3		情報発信のターゲット	起用するインフルエンサーのフォロワー数、主なフォロワー層（年齢層・地域等）などが市内への誘客を図るために効果的か。
4		情報発信の内容	・日南海岸をはじめとする本市が独自に持つ魅力を伝え、誘客を促進する提案となっているか。 ・市内観光施設や体験メニュー、特産品（ふるさと納税返礼品等）との相性が合致しているか。
5		情報発信の実施時期	・実施時期は仕様書に沿っているか。 ・誘客促進に効果的なタイミングとなっているか。
6		地域理解度	串間市の地域の特性及び観光スポットの特性を十分に理解し、それを踏まえた提案となっているか。